

第 5 章 資 料 編

資料 1-----用途区分表

用 途 区 分		例 示
大 分 類	中 分 類	
住 宅	専用住宅 共同住宅 公営住宅 有料老人ホーム 事務所兼用住宅 店舗兼用住宅	専用住宅 共同住宅、長屋、寮、寄宿舍 旧法第 29 条第 1 項第 4 号により、 国、地方自治体等が建築したもの 老人福祉法第 29 条第 1 項に該当するもの 建築基準法別表第 2 (い) 項第 2 号に該当 するもの 建築基準法別表第 2 (い) 項第 2 号に該当 するもの ※共同住宅又は兼用住宅から専用住宅に変更 するものについては許可の必要な用途変更 としない。
公益施設	文教施設 (A) 文教施設 (B) 幼稚園・保育所・ 認定こども園 社会教育施設 病院 医療施設 社会福祉施設 公共施設 宗教施設	小中学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校 大学、各種学校、専修学校 図書館、博物館、公民館 診療所、助産所 ※病院から診療所又は助産所に変更するもの については許可の必要な用途変更としない。 社会福祉施設 (入所系又は通所系の施設とし保 育所及び認定こども園を除く) ※社会福祉施設とは、社会福祉法第 2 条に規定 する社会福祉事業の用に供する施設又は更生 保護事業法第 2 条第 1 項に規定する更生保護 事業の用に供する施設 (社会福祉法第 2 条第 4 項の制限は適用しない。)
		交番、市役所出張所、公共団体庁舎 神社、寺院

用 途 区 分		例 示
大 分 類	中 分 類	
	交通施設 (A) 交通施設 (B) 公共事業施設	鉄道施設、自動車ターミナル、港湾施設 駐車場、車庫 電気事業施設、ガス事業施設、水道事業施設、通信施設
商業施設等	店舗（風営法に規定するものを除く） 飲食店 事務所 娯楽施設 宿泊施設 倉庫 運動施設 観光施設 研究所 駐車場、車庫 流通業務施設	マージャン屋、パチンコ屋、射的場 ホテル、旅館 競技場、水泳場、スケート場、ボーリング場 展望所、休憩所 事務所、車庫、倉庫、休憩所
鉱工業施設	鉱業施設 火薬類製造貯蔵所 工場 (A) 工場 (B) (C) (D) (E) (F) 工場 (G) (H) 工場 (I)	資料2のとおり
特殊都市施設	卸売市場 と畜場 汚物処理場 ごみ焼却場 火葬場 産業廃棄物処理場	

資料 2 ----- 工 場

中分類	例	示	備 考
工場 (A)	総合工事業	一般土木建築、土木、舗装、建築、木造建築、建築リフォーム	建設業
	職別工事業	大工、とび等、鉄骨・鉄筋、石工等、左官、板金・金物、塗装、床・内装、その他の職別	
	設備工事業	電気、電気通信・信号装置、管、機械器具設置、その他の設備	
工場 (B)	食料品製造業	調味料、パン・菓子、動植物油脂、農林漁業施設 (C) の農林水産物に該当しない食料品	製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料、酒類、茶・コーヒー、製氷、たばこ、飼料・有機質肥料	
工場 (C)	繊維工業	製糸、紡績、ねん糸、織物、ニット生地、染色整理、綱・網、レース・繊維雑品、その他の繊維工業	
	衣服その他の繊維製品製造業	織物製外衣・シャツ、ニット製外衣・シャツ、下着類、和装製品・足袋、その他の衣服・繊維製身の回り品、その他の繊維製品	
	木材、木製品製造業	製材・木製品、造作材・合板等、木製容器、その他の木製品	
	家具・装備品製造業	家具、宗教用具、建具、その他の家具・装備品	
	パルプ、紙、紙加工品製造業	パルプ、紙、加工紙、紙製品、紙製容器、その他のパルプ・紙・紙加工品	
	印刷・同関連事業	印刷、製版、製本・印刷物加工、印刷関連サービス業	
工場 (D)	化学工業	化学肥料、無機・有機化学工業製品、化学繊維、油脂加工製品等、医薬品、化粧品等、その他の化学工業	
	石油製品・石炭製品製造業	石油精製、潤滑油・グリース、コークス、舗装材料、その他の石油製品・石炭製品	
	プラスチック製品製造業	プラスチック板等、プラスチックフィルム等、工業用プラスチック製品、発泡・強化プラスチック製品、プラスチック成形材料、その他のプラスチック製品	
	ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ、ゴム製・プラスチック製履物等、ゴムベルト・ゴムホース等、その他のゴム製品	
	なめし革・同製品、毛皮製造業	なめし革、工業用革製品、皮製履物用材料等、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、毛皮、その他のなめし革製品	
	窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品、セメント・同製品、建設用粘土製品、陶磁器等、耐火物、炭素・黒鉛製品、研磨材・同製品、骨材・石工品等、その他の窯業・土石製品	

中分類	例	示	備考
工場(E)	鉄鋼業	製鉄、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造、表面処理鋼材、鉄素形材、その他の鉄鋼業	製造業
	非鉄金属製造業	非鉄金属製錬・精製、非鉄金属・同合金等圧延、電線・ケーブル、非鉄金属素形材、その他の非鉄金属	
	金属製品製造業	ブリキ缶等、洋食器等、暖房装置等、建設用・建築用金属製品、金属素形材製品、金属被覆等、金属線製品、ボルト・ナット等、その他の金属製品	
	一般機械器具製造業	ボイラ・原動機、農業用機械、建設機械・鉱山機械、金属加工機械、繊維機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置、事務用等機器、その他の機械・同部分品	
	電気機械器具製造業	発電用・送電用等電気機器、民生用電気機器、電球・電気照明器具、電子応用装置、電気計測器、その他の電気機器	
	情報通信機械器具製造業	通信機械器具等、電子計算機等	
	電子部品・デバイス製造業	電子部品・デバイス製造	
	輸送用機械器具製造業	自動車等、鉄道車両等、船舶等、航空機等、産業用運搬車両等、その他の輸送用機器	
	精密機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機器、医療用機器等、理化学機器、光学機器・レンズ、眼鏡、時計等	
工場(F)	その他の製造業	貴金属等、楽器、玩具等、ペン・鉛筆等、装身具・装飾品等、漆器、畳・傘等生活雑貨製品、武器、他に分類されない製造業	
工場(G)	自動車整備業	自動車整備業	サービス業
	機械等修理業	機械修理業、電気機器修理業、表具業、その他の修理業	
工場(H)	廃棄物処理業	産業廃棄物処理業(建築基準法第51条の規定による位置の決定を要しないもの)	
工場(I)	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、再生資源卸売業	卸売・
	機械器具卸売業	一般機械器具卸売業、自動車卸売業(自動車中古部品卸売業)、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業	小売業

* 参考：日本標準産業分類